

食品流通合理化・新流通確立事業実施要領

制定 平成 30 年 3 月 29 日 29 食産第 5213 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 2 の（1）の i の食品流通合理化・新流通確立事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4051 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 3 の食料産業局長が別に定める者は、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、卸売市場の開設者及びこれらの者を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）とする。
- 2 協議会は、次に掲げる全ての要件を満たすものに限り、事業実施主体となることができる。
 - （1）食品流通業者を代表団体に選定していること。
 - （2）代表団体が、補助金交付に係る全ての手続き等を担うこと。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

- 1 流通合理化・新流通確立推進事業
食品の流通・販売において生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、食品流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化の取組、ICT の活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等のための調査・実証を行う。
（補助対象経費）
 - （1）検討会等に係る費用
謝金、旅費、印刷費、通信運搬費、会場借料、消耗品費等
 - （2）調査・実証に係る費用
調査員等手当、旅費、謝金、機器等借料、会場等借料、役務費、食材購入費、通信運搬費、海外バイヤー招へい費、講師謝金、通訳料、システム設計費、印刷費、消耗品費、雑費等
- 2 流通合理化・新流通確立設備等導入事業
食品の流通・販売において生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、食品流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化の取組、ICT の活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等に必要となる設備・機器をリース方式で導入する。
補助金相当額は、当該設備・機器のリース料総額（リース期間又は耐用年数のいずれか短い期間を限度とする。）に 2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内とする。
（補助対象経費）
冷凍冷蔵設備、情報処理設備、加工処理設備、販売設備等のリースに要する経費（設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。）

第 4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 事業実施上遵守すべき事項

第3の2の事業におけるリース契約等の実施に当たっては、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約をリース事業者と締結すること。
- (2) (1)のリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）から補助金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別記様式1により作成する補助金支払確認書とともに、速やかに食料産業局長に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が定める重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の2の(1)の食品流通合理化・新流通確立事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の追加又は削除（委託先の変更を含む。）

3 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1

項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、第3の2の事業については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

2 事業成果の報告

- (1) 流通合理化・新流通確立推進事業の事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに食料産業局長に提出するものとする。

ア 本事業による取組に係る輸出額等の実績

イ 目標を達成する上での課題

- (2) 流通合理化・新流通確立設備等導入事業の事業実施主体は、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに食料産業局長に提出するものとする。

ア 本事業による取組に係る輸出額等の実績

イ 各年3月末時点におけるリース料の支払状況

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。また、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第9 その他

補助事業の実施により収益が発生した場合には、補助事業に係る経費から当該収益を差し引いて得た金額を補助対象経費とする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 国際農産物等市場構想推進事業実施要領（平成27年4月9日27食産第69号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

番 号
年 月 日

補助金支払確認書

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
名 称
代表者名 印

食品流通合理化・新流通確立事業実施要領（平成 30 年 3 月 29 日 食産第 5213 号農林水産省食料産業局長通知）第 5 の 2 の（3）のアの規定に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出します。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付してください。

別記様式 2（第 6、第 7 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職 氏 名 印

平成 年度食品流通合理化・新流通確立事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村 6 次化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- （注） 1．関係書類として、別紙 1 又は 2 のうち実施事業に係るもの並びに別添 1 及び 2 を添付してください。
- 2．事業の変更、中止又は廃止の場合には「第 5 の 1」とあるのは「第 5 の 2」としてください。
- 3．変更の場合には、別紙の「実施計画書」の後ろに（変更申請）と追記し、冒頭に変更の理由を記載するとともに、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略してください。
- 4．中止又は廃止の場合には、本様式中「実施計画書」の後ろに（中止（廃止）申請）と追記し、冒頭に事業を中止し、又は廃止する理由を記載してください。
- 5．事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について」とあるのを「事業実施結果に係る報告について」とし、別紙 1 又は 2 のうち実施事業に係るもの並びに別添 1 及び 2 に実績を記載してください。

別紙 1

平成 年度食品流通合理化・新流通確立事業のうち流通合理化・新流通確立推進事業
実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	
経理担当者及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	

1 事業の目的等
※ 取り組もうとする事業内容が、流通合理化等の事業内容に資するものであることを具体的かつ簡潔に記載してください。
2 事業の背景及びこれまでの取組
※ 取り組もうとする事業の背景やこれまでの取組等を記載してください。
3 事業の内容
※ 流通合理化等を図るため、誰が、何を、どのような取組を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。
4 事業の実施体制
※ 実施体制を図式化してください。 他の事業者により事業の一部を委託して行う場合には、委託先の名称及び委託業務の内容を具体的に記載してください。（委託先が未定の場合は予定でも可）。

5	事業の実施スケジュール
※ 例)	6月 事業開始 企画会議の開催（2回） 7月 産地戦略会議（2回） 8月 販売戦略会議（2回） 9月 集荷・輸出実証 10月 輸出実証検証会議 12月 受発注システム構築会議 1月 受発注システム設計 2月 受発注システムデモ版検証 3月 事業報告会議
6	期待される効果
※	流通合理化等の取組が、生産者と消費者双方にどのようなメリットをもたらすのかを具体的に記載するとともに、流通合理化等の具体的な数値目標を簡潔に記載してください。 例) メリット：流通事業者が集荷・販売に供する受発注システムを構築することにより、生産現場における集荷・出荷作業の軽減と販売側の販売管理の軽減 数値目標：2020年までに輸出額を導入時より〇割増加する。
7	行政施策等との関連性
※	行政施策との関連及び他の事業者への波及効果について記載してください。

8 事業者（又は協議会）の概要（下記内容を網羅していれば別葉でも可）

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者の役職名及び氏名

エ 設立年月日

オ 事業内容

カ 協議会の場合は構成メンバー（名称、所在地、代表者氏名等）

キ 添付書類

- ① 協議会の規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- ② その他参考資料

別紙 2

平成 年度食品流通合理化・新流通確立事業のうち
流通合理化・新流通確立設備等導入事業（リース）
実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	
経理担当者及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail		U R L	

1 事業の目的等				
※ 当該設備・機器の導入が流通合理化等の事業内容に資するものであることを具体的、かつ簡潔に記載してください。				
2 事業の背景及びこれまでの取組				
※ これまでの取組及び事業実施の背景について記載してください。				
3 流通合理化等のために導入する設備・機器の設置場所				
ア 設置場所の名称 イ 設置場所の所有者 ウ 所在地 エ 設置場所の所有者が事業実施主体（構成メンバーを含む。）でない場合には、貸借関係が明らかとなる書類を添付。				
4 導入する設備・機器の内容				
設備・機器の名称	機 能	規模・能力	数 量	価 格
				千円

5 リース料																						
設備・機器の名称 リース料総額 補助金相当額 支払期間 リース料額 (上段 月額) (下段 合計)																						
6 リース会社の名称及び概要																						
ア リース会社の名称及び代表者 イ 所在地及び電話番号 ウ 資本金 エ 主な株主 オ 関係書類 導入する設備・機器のパフレット、見積書の写し、複数の相見積り (実績報告の際には、別紙の補助金支払確認書を添付してください。)																						
7 実施スケジュール																						
※ 設備導入までのスケジュールを記載してください。 例) 6月 リース契約 7月 設備設置工事 10月 設備設置竣工 11月 完了確認 12月 実績報告書提出																						
8 設備導入の事業成果・効果の検証方法																						
※ 流通合理化等に係る輸出額等を導入前、導入後（リース期間）の目標を記載してください。 例) 鮮度保持コンテナによる輸出額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">導入前 H29</th> <th style="width: 15%;">導入年 H30</th> <th style="width: 15%;">H31</th> <th style="width: 15%;">H32</th> <th style="width: 15%;">H33</th> </tr> <tr> <td>輸出額(千円)</td> <td>0</td> <td>5,000</td> <td>120,000</td> <td>250,000</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>販売量(トン)</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>5,000</td> </tr> </table> ※鮮度保持コンテナを4年リースした場合						導入前 H29	導入年 H30	H31	H32	H33	輸出額(千円)	0	5,000	120,000	250,000	500,000	販売量(トン)	0	10	800	1,000	5,000
	導入前 H29	導入年 H30	H31	H32	H33																	
輸出額(千円)	0	5,000	120,000	250,000	500,000																	
販売量(トン)	0	10	800	1,000	5,000																	

別添 1

第 1 総括表

事業 種類	事業 細目	事業費	負 担 区 分		事業の 委 託	備 考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注)

- 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。
- 2 経費内訳書（別添 2）を添付してください。

別添 2

経 費 内 訳 書

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
	千円	千円	千円	
合 計				

(注) 1 備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。

2 事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載してください。

3 経費の支出に関する規程（謝金・旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。

4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

別記様式 3（第 7 関係）

年 月 日

事業成果状況報告書

農林水産省食料産業局長 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職 氏 名 印

食品流通合理化・新流通確立事業実施要領（平成 30 年 3 月 29 日 29 食産第 5213 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添) (第7の2の(1) 関係)

1 食品流通合理化・新流通確立事業に基づく調査・実証の概要

※本事業による取組について、販売額等の実績を記載してください。

例) 生産者と販売店を結ぶ情報システム構築(食品流通合理化)による販売額実績

	導入前 H29	導入年 H30	H31	H32	H33
販売額(千円)	0	5,000	120,000	250,000	500,000
販売量(トン)	0	10	800	1,000	5,000

2 今後の課題等

※本事業による取組に基づき目標を達成していく上での今後の課題や問題点等を記載してください。

3 その他

(別添) (第7の2の(2) 関係)

1 導入施設・機器の利用状況

※輸出額等の実績について、計画時の見通しと併記して下さい。

例) 鮮度保持コンテナによる輸出額実績 (単位: 千円、トン)

	導入前 H29	導入年 H30	H31	H32	H33
輸出額実績	0	5,000	110,000	-	-
輸出目標額	0	5,000	120,000	250,000	500,000
輸出量実績	0	10	80	-	-
輸出量目標	0	10	100	1,000	1,000

※鮮度保持コンテナを4年リースした場合

2 導入の成果・効果

3 課題

4 リース料支払い状況

平成 年3月末時点

リース料	既支払リース料額		残リース料額	
総 額	補助金分	每期支払分	支払期間	リース料額
円			平成 年 月 ~ 平成 年 月 (支払回数 回)	円 / 1回
(うち消費税)			(最終) 平成 年 月	円
			合 計	円